

有価証券の時価情報

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (単位:百万円) <参考> (単位:百万円)

区分	令和3年9月末					区分	令和3年3月末				
	帳簿 価格	時価	含み 損益	うち益	うち損		帳簿 価格	時価	含み 損益	うち益	うち損
その他	3,360	3,440	80	148	68		3,760	3,804	43	143	99

(注) 1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は、「外国証券」です。

2. その他の有価証券で時価のあるもの (単位:百万円) <参考> (単位:百万円)

区分	令和3年9月末					区分	令和3年3月末				
	取得原価 (償却原価)	時価	評価 損益	うち益	うち損		取得原価 (償却原価)	時価	評価 損益	うち益	うち損
株 式	666	1,114	448	508	60		666	1,107	441	475	33
債 券	15,199	15,359	160	192	32		15,348	15,457	109	172	63
国 債	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—
地方債	2,812	2,842	30	30	0		2,813	2,845	31	33	1
社 債	12,386	12,516	130	161	31		12,534	12,612	77	139	61
そ の 他	11,911	12,306	394	556	162		12,006	12,376	369	514	145
合 計	27,776	28,780	1,003	1,258	254		28,020	28,941	920	1,162	241

(注) 1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は、「外国証券」「投資信託」「その他証券」です。

3. 時価のない有価証券の主な内容および貸借対照表計上額 (単位:百万円) <参考> (単位:百万円)

項 目	令和3年9月末	令和3年3月末
その他有価証券 非上場株式	31	60

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：百万円)

項 目	令和3年9月末	令和3年3月末
自己資本の額 (A)	9,838	9,626
┃コア資本に係る基礎項目の額 (B)	9,850	9,639
リスク・アセット等 (C)	65,660	65,175
自己資本比率 (A)／(C)	14.98%程度	14.76%
総所要自己資本額 ※1	2,626	2,607

※1 「総所要自己資本額」は「リスク・アセット×4%」で算出しております。

(注) 上記の令和3年9月末の自己資本比率は、自己査定について、「金融再生法ベースの債務者区分による開示(単体)」の注記に記載のとおり簡便方法によっていることなど本決算と異なる簡便な算出方法を採用しております。

うごしんの自己資本比率は、14.98%程度と国内基準の4%を大きく上回っております。

自己資本比率とは国際決済銀行(BIS)の基準に則り、リスクに応じて計算した資産(リスク・アセット)に対する「自己資本」の割合を算出する国際的な指標で、金融機関の安全性や健全性を測る目安となっています。

Mini Disclosure

ミニ ディスクロージャー

羽後信用金庫の現況

【令和3年9月末】

ごあいさつ

皆様には平素より私ども“うごしん”をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

このたび、令和3年9月末における当金庫の経営理念、概要及び業績等をより多くのお客様にご理解いただくために、ミニディスクロージャー誌を作成いたしました。ご参考にいただければ幸いに存じます。

当金庫は、皆様からの信頼を確かなものとするため、役職員一同、経営の健全性・透明性の確保になお一層努力する所存でございますので、今後とも暖かいご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

経営理念

- 羽後信用金庫は、地域の金融機関として質の高いサービスを提供し、地域の人々の豊かな暮らしと事業の発展に貢献します。
- 羽後信用金庫は、地域とともに歩み、ともに発展し、地域の経済と文化の興隆につとめます。
- 羽後信用金庫は、堅実経営を第一義とし、常に時代を先取りする積極的な取り組みにつとめ、会員、お客様、職員の幸福を追求します。

当金庫の概要

(令和3年9月30日現在)

名 称	／	羽後信用金庫
創 立	／	昭和23年4月11日
出 資 金	／	34億66百万円
本 店	／	〒015-0809 秋田県由利本荘市本荘13番地
店 舗 数	／	35店舗
会 員 数	／	32,700名
役職員数	／	194名（男子112名・女子82名）
営業地区	／	秋田県全域

預金・貸出金の状況

	(単位:百万円)	〈参考〉	(単位:百万円)
	令和3年9月末	令和2年9月末	令和3年3月末
預 金	151,129	147,222	144,125
貸出金	72,732	72,064	73,129

貸出金の内訳

	(単位:百万円)	〈参考〉	(単位:百万円)
	令和3年9月末	令和2年9月末	令和3年3月末
製造業	3,699	3,746	3,845
農業、林業	360	352	321
漁業	19	18	17
鉱業、採石業、砂利採取業	30	32	33
建設業	7,332	7,320	7,425
電気、ガス、熱供給、水道業	3,954	4,112	4,489
情報通信業	—	—	—
運輸業、郵便業	1,386	1,201	1,345
卸売業、小売業	4,927	4,895	4,792
金融業、保険業	8,032	8,835	8,835
不動産業	6,231	6,672	6,530
物品賃貸業	2	21	3
学術研究、専門・技術サービス業	48	36	50
宿泊業	398	430	433
飲食業	1,091	1,046	1,089
生活関連サービス業、娯楽業	1,206	1,291	1,311
教育、学習支援業	130	133	87
医療、福祉	3,921	3,438	3,910
その他のサービス	2,398	2,302	2,471
小計	45,172	45,890	46,993
地方公共団体	12,493	11,049	11,102
個人(住宅・消費・納税資金等)	15,067	15,125	15,032
合計	72,732	72,064	73,129

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

損益の状況

	(単位:千円)	〈参考〉	(単位:千円)
	令和3年9月末	令和2年9月末	
コア業務純益	191,932	207,459	
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)	191,932	207,459	
業務純益	137,434	200,016	
経常利益	172,171	206,364	
当期純利益	135,726	161,275	

金融再生法ベースの債務者区分による開示(単体)

		(単位：百万円、％)				
区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)
金融再生法上の不良債権	令和3年3月期	8,767	7,515	4,428	3,087	85.72
	令和3年9月期	8,571	7,485	4,342	3,143	87.33
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年3月期	3,042	3,042	629	2,413	100.00
	令和3年9月期	2,972	2,972	607	2,364	100.00
危 険 債 権	令和3年3月期	4,755	4,257	3,758	499	89.51
	令和3年9月期	4,625	4,192	3,675	516	90.62
要 管 理 債 権	令和3年3月期	968	215	40	174	22.23
	令和3年9月期	973	320	59	261	32.98
正 常 債 権	令和3年3月期	64,857				
	令和3年9月期	65,312				
合 計	令和3年3月期	73,625				
	令和3年9月期	73,883				

(注) 上記の令和3年9月末の計数は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に規定する各債権のカテゴリーにより分類しておりますが、集計方法については以下の点につき年度末に開示する計数とは異なるため、計数は連続しておりません。

- 令和3年9月末の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」の金額は、令和3年3月末時点における債務者区分(※)残高を前提とし、令和3年3月末から令和3年9月末までに倒産、不渡り等の客観的な事実ならびに債務者区分の引下げ等があった債務者について、当庫の定める自己査定基準に基づき債務者区分の見直しを行い、債務者区分の変更と認められる額を反映しております。

この場合、債務者区分が下方に変更になった場合を対象とし、債務者に対する債権額を新たに加算、または「危険債権」を減額し「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」を加算しております。

また、令和3年9月末については、償却・引当見込額、回収額、および担保処分見込額の半期中の変動は勘案しておりませんが、令和3年3月末時点の自己査定金額のうち、半期中の増減額を勘案しております。

さらに、金融庁による検査等により期間中に債務者区分が変更となったと認識しているものについては、増減額を反映しております。

※債務者区分との関係

破産更生債権及びこれらに準ずる債権(実質破綻先、破綻先の債権)、危険債権(破綻懸念先)、要管理債権(要注意先のうち、利払いが3ヵ月以上延滞しているか、又は貸出条件を緩和している債権)

- 令和3年9月末の「要管理債権」の金額は、令和3年3月末時点における残高を前提とし、令和3年3月末から令和3年9月末の間に正常先、要注意先の債務者に対する債権のうち、①新たに3ヵ月以上延滞となった債権、②新たに貸出条件を緩和したことを確認している債権を加算し、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」に変更になった金額を減算しております。

また、令和3年3月末時点の自己査定金額のうち、半期中の増減額を勘案しております。さらに、金融庁による検査等により期間中に債務者区分が変更となったと認識しているものについては、増減額を反映しております。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

「危険債権」

債務者が経営破綻の状態に至ってはいないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

「要管理債権」

自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものをいいます。

用語解説